

技 第 6 1 6 号
令和6年2月26日

島根県建設産業団体連合会会長 様

島 根 県 土 木 部 長
(土木総務課建設産業対策室)
(技 術 管 理 課)
(公 印 省 略)

公共工事設計資材単価に係る特例措置について (送付)

標記について、別紙により通知しておりますので、参考送付します。

契約に関すること
島根県土木部土木総務課
建設産業対策室
電話：0852(22)5388
E-mail：shimane-kensetsu@pref.shimane.lg.jp

積算に関すること
島根県土木部技術管理課
土木設計基準係／農林設計基準係
電話：0852(22)5941／5942
E-mail：sekisan-system@pref.shimane.lg.jp



技 第 6 1 6 号
令和 6 年 2 月 2 6 日

隠岐支庁関係各局長
農林水産部・土木部関係各課長
各農林水産振興センター所長
土木部各地方機関の長 } 様

土 木 部 長
(土木総務課建設産業対策室)
(技術管理課)

公共工事設計資材単価に係る特例措置について (通知)

公共工事設計資材単価に係る特例措置については、令和 5 年 9 月 19 日付け技第 366 号及び令和 5 年 12 月 6 日付け技第 500 号により行っているところですが、下記のとおり改定しますので、取扱いに遺漏のないよう対応をお願いします。また、公共工事設計労務単価の改定についても、本特例措置の対象とします。

なお、別紙のとおり島根県建設産業団体連合会あて通知していますことを申し添えます。

記

□改定内容

対象期間

(改定前) 令和 5 年 1 0 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までに契約を締結する
工事を対象とする。

(改定後) 当面の間の運用とする。

対象資材等

(改定前) 特例措置の対象資材等は、島根県建設工事積算基準第 15 編(単価)及び一般刊行されている物価資料(以下「単価表等」という。)に掲載されている資材単価及び機械賃料等とする。

(改定後) 特例措置の対象資材等は、島根県建設工事積算基準第 15 編(単価)及び一般刊行されている物価資料(以下「単価表等」という。)に掲載されている労務及び資材単価、機械賃料等とする。また、島根県建設工事積算基準に規定する建設機械等損料についても対象とする。

契約に関すること

土木部 土木総務課 建設産業対策室
電話：0852(22)5388

積算に関すること

土木部 技術管理課 農林・土木設計基準係
電話：0852(22)5941/5942

資材価格高騰に対する特例措置に係る運用について

1 概要

資材価格高騰に対する特例措置（以下「特例措置」という。）は、今般の急激な資材価格高騰によって、公共工事の積算時点における設計単価と、当初契約時点での設計単価との乖離が大きくなることから、当初契約締結後、設計単価の適用年月を積算月から当初契約月に変更するものである。

2 対象工事

島根県農林水産部及び土木部が発注する工事を対象とする。

3 対象資材等

- (1) 特例措置の対象資材等は、島根県建設工事積算基準第 15 編(単価)及び一般刊行されている物価資料（以下「単価表等」という。）に掲載されている労務及び資材単価、機械賃料等とする。また、島根県建設工事積算基準に規定する建設機械等損料についても対象とする。
- (2) 見積及び特別資材調査により設計単価を設定している資材等は、特例措置の対象外とする。ただし、積算月と当初契約月において、類似資材の物価変動率等により単価の乖離が確認できる場合については、受発注者協議のうえ、本特例措置の対象とすることができる。

4 実施方法

- (1) 発注者は、当初契約締結後、対象工事等の設計単価を、当初契約月における最新の単価表等の設計単価に変更する。
- (2) 特例措置に係る請負代金額の変動額については、速やかに工事打合せ簿により受注者に通知する。
- (3) 特例措置の変更契約は、原則として、契約数量・図面等の変更と併せて変更契約時に行うものとする。

5 スライド条項との併用

本特例措置を適用した場合においても、島根県公共工事標準請負契約約款第 26 条（スライド条項）または島根県森林整備工事請負契約約款第 26 条（スライド条項）の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。その際、スライド額算定に用いる当初設計単価は、当初契約月に変更後の設計単価とする。

6 その他

- (1) 特例措置の対象工事等は、入札公告(別紙 1)または指名通知書(別紙 2)と P P I の備考欄に「資材価格高騰に対する特例措置対象工事」である旨を明示する。

- (2) 令和5年10月1日以降の契約締結分から特例措置の対象とし、当面の間の運用とする。
- ※落札決定した業者に対して契約書や「契約手続きのご案内」などと一緒に渡す
(別紙3)。
- (3) 単価表等は、市場価格の動向に応じて毎月改定していることから、特例措置を適用した際、請負代金額が減額になる場合があることに留意する。

附則

この運用は、令和5年10月1日から施行する。

この運用は、令和5年12月6日から施行する。

この運用は、令和6年3月1日から施行する。

入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札を次のとおり行いますので、島根県会計規則（昭和39年3月31日島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第60条に基づき公告します。また、当該工事は、以下の適用対象工事です。

- ・総合評価方式（特別簡易型）
- ・島根県建設工事低入札価格調査制度
- ・週休2日工事（発注者指定型 or 受注者希望型）
- ・労働者確保に関する積算方法の試行工事
- ・資材価格高騰に対する特例措置対象工事

令和〇年〇月〇日

島根県〇〇県土整備事務所長 〇〇〇〇

記

- 1 担当部局 島根県〇〇県土整備事務所 業務部契約業務課 TEL〇〇〇〇
工務部□□□□課 TEL〇〇〇〇
ただし、「6 総合評価に関する事項」に限る
〒〇〇〇 島根県〇〇市〇〇町〇〇番地

2 入札に付する事項

工事名	〇〇〇〇工事 (以下「本件工事」という。)	工 事 概 要	〇〇〇 L=〇〇〇m
工事場所	島根県〇〇市〇〇町〇〇地内		
予定工期	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
予定価格	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)	〇〇〇〇 〇〇〇〇	
支払条件	前金払 契約金額の100分の40以内 部分払 回以内（ただし、契約金額により回数は異なる場合がある。） ※ 落札者が中間前金払又は部分払を契約締結時に選択する。 (契約後の変更は不可)		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
入札保証金	免除する。		
低価格落札者との契約に係る措置	調査基準価格を下回る価格で落札した者と契約する場合、契約保証金は契約金額の100分の30以上とし、前金払の割合は契約金額の100分の20以内とする。		

令和 年 月 日
島根県企業名称 ○○○○
氏名 ○○○○ 様島根県○○県土整備事務所長
○○ ○○

指名通知書

下記の調達案件について指名競争に付するので、参加されたく通知します。

記

調達案件番号	○○○○○○○○
調達案件名称	○○○○○○○○○○工事
予定価格	○○○○円（税抜き）
入札説明書説明請求期限	令和 年 月 日
入札開始日時	令和 年 月 日 時 分
入札書提出締切日時	令和 年 月 日 時 分
内訳書開封予定日時	令和 年 月 日 時 分
開札予定日時	令和 年 月 日 時 分
工事または納入場所	○○○○○○地内
摘要 1	指名します。
摘要 2	<u>資材価格高騰に対する特例措置対象工事です。</u>
内訳書の提示	本工事は、工事費内訳書（PDF 形式とすること）の提出が必要です。 PPI に掲載している「工事費内訳書記載上の注意事項」の記載項目 に該当した場合は、入札が無効となります。
入札条件等	詳細は仕様書等に記載しています。

以上

資材価格等の高騰対策について

スライド制度は、島根県工事請負契約書第 26 条に規定されている制度です。工事の契約締結後に賃金水準や物価水準が変動し、その変動額が一定程度を越えた場合に、請負代金額の変更を請求することができます。

今回新たに、すべての工事を対象とする『資材価格高騰に対する特例措置』を実施します。

－資材価格高騰に対する特例措置について－

資材価格高騰に対する特例措置（以下「特例措置」という。）は、今般の急激な資材価格高騰によって、公共工事の積算時点における設計単価と、当初契約時点での設計単価との乖離が大きくなることから、当初契約締結後、設計単価の適用年月を積算月から当初契約月に変更するものです。

特例措置

対象(P)

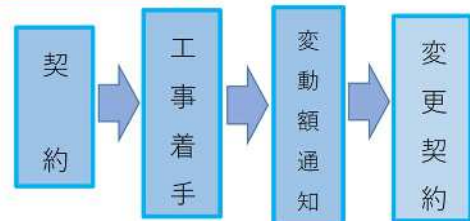
・『資材単価』、『労務単価』及び『機械賃料』

対象外

・見積及び特別資材調査により設計単価を設定している資材^{※1}

※1 ただし、積算月と当初契約月において、類似資材の物価変動率等により単価の乖離が確認できる場合については、受発注者協議のうえ、当特例措置の対象とすることができる。

手続きの流れ



工事の請負金額を最新の契約月単価に置き換えます！

- ・『全体スライド』や『単品スライド』、『インフレスライド』との併用も可能です。
- ・請負額の 1% 負担はありません。

- ・島根県農林水産部及び土木部が発注する工事を対象とします(ただし、営繕工事を除く)。
- ・令和 5 年 10 月 1 日以降の契約締結分から特例措置の対象とし、当面の間の運用とします。
- ・特例措置に係る請負代金額の変動額については、速やかに工事打合せ簿により受注者に通知します。
- ・特例措置の変更契約は、原則として、契約数量・図面等の変更と併せて変更契約時に行うものとします。

※特例措置の詳細につきましては、島根県HPをご覧ください。

スライドの概要とスライド額の算出方法について

